

## 倒産時の経営者保証への対応

弁護士	飯塚 陽
弁護士	衛藤 佳樹
弁護士	吉田 和雅
弁護士	金本 哲広

### Question

COVID-19の影響により、当社の経営状況は悪化し、再建のため私的又は法的整理手続をとることも視野に入れておりますが、経営者として個人保証をしている保証債務の全てを履行することができない場合、家や財産を全て手放すことになりますか。

### Answer

経営者の保証債務の処理については「経営者保証に関するガイドライン」を利用することが考えられます。これに則った処理をすることにより、返済可能な範囲で保証債務を弁済し、弁済することができない保証債務については免除を受けつつ、破産した場合と比較してより多くの財産を手元に残すことが可能となる場合があります。残せる財産としては、一定期間の生計費に相当する額や「華美でない自宅」等が挙げられます。

もっとも、同ガイドラインに基づく上記のような保証債務の免除を受け生計費相当額や自宅を手元に残すには、主債務者・保証人による財産状況の適時適切な開示、債権者にとっても経済合理性が期待できることなどの条件を満たす必要があります。

また、同ガイドラインの適用を受ける保証人は、必要な資料を提出した上で、弁済計画を作成しその計画について債権者の同意を得るなどのプロセスが必要となります。

## 1. 経営者保証について(民法改正も踏まえ)

---

金融機関は、経営への規律付けや信用補完に寄与する観点から経営者に連帯保証を求めることが多く、このような経営者保証は、資金調達の円滑化に寄与する面があるものの、一方で、保証後において、経営者による事業展開や、経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生等を妨げる要因となります。また、事業承継時においては、一般的に経験や財力に乏しい新経営者が事業を承継するため、旧経営者の連帯保証の解除に消極的であり、旧経営者の連帯保証が解除されないままになっていることがあります。このような連帯保証は、旧経営者及び新経営者双方にとって新規の事業展開や事業再生等の局面において重荷となります。

そのため、経営者の保証契約のあり方や主債務者の整理局面における処理等に関するルールとして「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といい、同ガイドラインのQ&Aを「ガイドラインQA」といいます。)が定められております。ガイドラインには法的拘束力はありませんが、主たる債務者、保証人及び対象債権者<sup>1</sup>によって自発的に尊重され遵守されることが期待されており、事業再生等の局面においてこれに則った処理をすることにより、破産した場合と比較してより多くの財産を手元に残すことが可能となる場合があります。

また、民法改正により、事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証で経営者による保証以外の保証(法人の取締役等以外の者による保証)については、保証契約締結日前の1か月以内に公正証書により保証意思を確認しない限り無効となります<sup>2</sup>。改正民法は、改正後に保証契約を締結した場合だけでなく、主債務に係る契約又は保証契約が改正民法施行後に更新された場合にも適用され、事業承継等の場面において、改正民法が適用される場合、役員から外れ持株比率も低下している旧経営者については改正民法に沿った対応をしていないと有効でない場合もあります。そのため、旧経営者としては、改正民法に基づく手続きがとられたかという点についても念のため確認しておくことが考えられます<sup>3</sup>。

## 2. ガイドラインの適用される保証契約(ガイドライン3項)

---

ガイドラインが適用されるには、保証契約が以下の条件を満たしている必要があります。

- ① 主たる債務者が中小企業であること。
- ② 保証人が個人であり、中小企業の経営者であること<sup>4</sup>。
- ③ 主たる債務者と保証人双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じて各自財産状況等について適時適切に開示していること。

---

<sup>1</sup> 対象債権者とは、中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの、又は将来これを有する可能性のあるものをいいます。

信用保証協会(代位弁済前も含む)、既存の債権者から保証債権の譲渡を受けた債権回収会社(サービサー)、公的金融機関等も含まれます。なお、保証債権が債権回収会社(サービサー)等に売却・譲渡される場合においても、ガイドラインの趣旨に沿った運用が行われることが期待されます。保証履行して求償権を有することとなった保証人は含まれません(ガイドラインQA1-1)。

<sup>2</sup> 括弧書きに記載したような、主債務者が法人である場合のその取締役等のほか、①法人、②主債務者が法人である場合の議決権の50%超を保有する個人等、③主債務者が個人である場合の主債務者と共同して事業を行う者、④主債務者が個人である場合にその個人が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者、が保証人となる場合には、公正証書は不要です。

<sup>3</sup> 改正民法が施行されたこともあり、2020年4月より、ガイドラインにおいて、事業承継に焦点を当てた経営者保証の支援(旧経営者・後継者の双方から二重に保証を求めないもの)が開始されているので、当該支援を利用することが可能かについても確認することが望ましいといえます。

<sup>4</sup> 経営者でなくても、経営者の配偶者、経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合等、特別な事情がある場合にはガイドラインの適用対象となります(ガイドライン3項(2)①②)。

④ 主たる債務者と保証人が反社会的勢力でなく、そのおそれもないこと。

補足しますと、①に関しては、ガイドラインの主たる対象は中小企業・小規模事業者ですが、必ずしも中小企業基本法に定める中小企業者・小規模事業者に該当する法人に限定しておらず、その範囲を超える企業等も対象になり得ます。また、個人事業主についても対象に含まれます（ガイドライン QA3）。

また、②に関しては、第三者による保証を全くの適用除外とするものではなく（ガイドライン 3 項 (2) ただし書「これに準じる場合」の脚注参照）、ガイドライン適用の余地が残されています。

### 3. ガイドラインの適用される保証債務(ガイドライン 7 項)

---

#### (1) ガイドラインの適用対象となる保証人（ガイドライン 7 項 (1)）

ガイドラインに基づき本稿冒頭の Answer で述べたような保証債務の免除を受け生計費相当額や自宅を手元に残すために、保証人は以下のような条件を満たす必要があります。

① 前記 2（保証契約）の条件を全て満たすこと。

② 主たる債務者（会社）が法的整理手続<sup>5</sup>又は準則型私的整理手続<sup>6</sup>に基づく債務整理をしている状況であって、その手続が継続中か終結していること。

③ 主たる債務者（会社）の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

④ 保証人に破産法の免責不許可事由（たとえば、債務整理を必要とするに至った原因が財産隠し、浪費、賭博等でないこと）が生じておらず、そのおそれもないこと。

#### (2) 保証債務の整理の手続（ガイドライン 7 項 (2)）

ガイドラインは、主たる債務（会社の債務）の整理と保証人の債務の整理を一体的に実施することを基本的な形として想定しており、主たる債務を準則型私的整理手続で整理する場合には保証債務の整理も同じ手続で整理することが求められています（同 (2) イ）。

もっとも、実際には、主たる債務についてのみ法的整理の申立てがなされ、保証人の債務は整理されないうままになっているという場合もあることから、そのような場合には、保証債務のみを整理することが可能な準則型私的整理手続を利用して、ガイドラインに則った保証債務の処理を可能とする余地が残されています（同 (2) ロ）。

#### (3) 経営責任（ガイドライン 7 項 (3) ②）

事業の再建のために対象債権者に債権放棄を求めるようなケースでは、主たる債務者である会社を窮境に至らせた責任を取らせるなどの目的で、対象債権者から経営者の交代を求められることが多々あります。

この点について、ガイドラインは、私的整理に至ったという一事をもって一律かつ形式的に経営者の交代を求めないこととされています。そして、現経営者が経営に関与し続けることに一定の経済合理性が

---

<sup>5</sup> 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続。

<sup>6</sup> 中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等の私的整理手続。

認められる場合にはこれを許容することとされています<sup>7</sup>。

もともと、そのような場合でも、保証債務の全部又は一部の履行、役員報酬の減額、株主権の全部又は一部の放棄、代表者からの退任等により経営責任の明確化を図ることとされています。

#### (4) 保証債務の履行基準（保証人の手元に残すことのできる資産の範囲）（ガイドライン7項(3)③）

ガイドラインは事業継続が困難な中小企業の早期の事業の再生又は清算を促し、中小企業の活力を引き出すことを目的の一つとしております。そこで、経営者が早期に事業の再生又は清算に着手したことにより、破産した場合に比して債権者の回収額の増加が見込まれる場合には、その増加分を上限として、一定の資産を保証人に残すことを認めています（詳細はガイドライン QA7-14 参照）。ここでいう一定の資産とは、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅とされています。

一定期間の生計費に相当する額の目安としては、以下の表の考え方が参考にされています（詳細はガイドライン QA7-14 参照）。

保証人の年齢	目安とされる金額 <sup>8</sup>
30 歳未満	198 万円～297 万円
30 歳以上 35 歳未満	198 万円～363 万円
35 歳以上 45 歳未満	198 万円～396 万円
45 歳以上 60 歳未満	198 万円～462 万円
60 歳以上 65 歳未満	198 万円～363 万円

上記の金額はあくまでも目安にすぎず、保証人の経営資質、資力、信頼性、窮境に陥った原因が保証人にあるのか等を考慮して、個別の事案ごとに増減されることとなります。

「華美でない自宅」については、何をもって「華美」とするかの基準はガイドラインにも QA にも明記されていませんが、一つの見解として、保証人の居住する地域の常識に照らして、（保証債務の一部免除を受ける）保証人が居住しつづける家として、特に豪華であって納得感が得られないというようなものでなければ、華美とは言えないのではないかとの見解が示されています<sup>9</sup>。また、保証人が、当分の間住みつけられるために、「華美でない自宅」を処分・換価する代わりに、当該資産の「公正な価額」に相当する額から担保権者やその他優先権を有する債権者に対する優先弁済額を控除した金額の分割弁済を行うことも考えられるとされています（ガイドライン QA7-14）。

#### (5) 保証債務の弁済計画・情報開示

保証人は保証債務の弁済計画を作成して、全債権者の同意を得なければなりません。弁済計画案には、財産の状況について説明、資産の換価・処分の方針、弁済計画等について記載する必要があります。弁済

<sup>7</sup> 一定の経済合理性が認められるかどうかは次の点を総合的に勘案するとされています。①主たる債務者の窮境原因及び窮境原因に対する経営者の帰責性、②経営者及び後継予定者の経営資質、信頼性、③経営者の交代が主たる債務者の事業の再生計画等に与える影響、④準則型私的整理手続における対象債権者による金融支援の内容。

<sup>8</sup> 目安となる額＝1 か月あたりの「標準的な世帯の必要経費」として、民事執行法施行令で定める額（33 万円）×雇用保険の給付期間＋自由財産の額（99 万円）。

<sup>9</sup> 講演録「個人保証制度見直しの背景」事業再生と債権管理 144 号 48 頁、中小企業庁金融課長（当時）三浦氏の発言参照。

計画案について債権者に納得してもらえようにするためには専門的な知見が必要となりますので、専門家に相談する必要があり、実務上も保証人の依頼を受けた専門家が作成することが一般的です。

そして、弁済計画に基づき保証人が保証債務の一部免除を得るためには、全ての対象債権者に対して、自らの資力に関する情報を誠実に開示し、自らの資力を証明するために必要な資料を提出した上で、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行う必要があります。

このように表明保証が行われた資力の状況が事実と異なることが判明した場合（保証人の資産の隠匿を目的とした贈与等が判明した場合を含みます。）には、保証人は免除された保証債務について、免除期間分の延滞利息も付した上で追加弁済を行わなければならない、その旨を対象債権者と書面で合意しなければなりません。

#### **（６）保証債務の一部免除**

本項（「3. ガイドラインの適用される保証債務（ガイドライン7項）」）で述べた内容に従い弁済計画案が作成され履行された場合には、対象債権者は、保証人からの保証債務の一部履行後に残存する保証債務の免除要請について誠実に対応することとなり、その結果、弁済することができない保証債務について免除を受けることが可能となります。

以上